

# ○上越教育大学附属図書館長等選考規則

(平成16年4月1日規則第14号)

最終改正 平成26年3月24日規則第2号

(趣旨)

**第1条** この規則は、上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第16条第2項、第17条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、上越教育大学（以下「本学」という。）の附属図書館長、学校教育実践研究センター長、保健管理センター所長、情報メディア教育支援センター長、心理教育相談室長、特別支援教育実践研究センター長、国際交流推進センター長、附属学校長、学系長及び専攻長（以下「館長等」という。）の選考及び任期等について定める。

(選考)

**第2条** 館長等の選考は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

(選考の時期)

**第3条** 館長等の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) 館長等の任期が満了するとき。
- (2) 館長等が辞任を申し出たとき。
- (3) 館長等が欠員となったとき。

2 館長等の選考は、前項第1号に該当する場合は任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合は当該各号に該当する事由が生じたときに、速やかに行うものとする。

(館長等の資格)

**第4条** 附属図書館長、学校教育実践研究センター長、保健管理センター所長、情報メディア教育支援センター長、特別支援教育実践研究センター長及び国際交流推進センター長は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の教授のうちから選考する。

- 2 心理教育相談室長は、本法人の教員で学校教育専攻臨床心理学コースに所属し、かつ、臨床心理士の資格を有する者の中から選考する。
- 3 附属学校長は、本法人の教授で学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条及び教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成元年文部省令第3号）附則第4項に規定する校長の資格を有する者の中から選考する。
- 4 学系長は、本学の当該学系の教授のうちから選考する。
- 5 専攻長は、本学の当該専攻の教授のうちから選考する。

(任期)

**第5条** 館長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長等が任期満了前に辞任し、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(細則)

**第6条** この規則の定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に

定める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される館長等の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

**附 則（平成19年規則第7号（平成19年3月1日））**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則（平成19年規則第18号（平成19年12月25日））**

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

**附 則（平成20年規則第2号（平成20年2月20日））**

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される学校教育実践研究センター長、情報メディア教育支援センター長、学系長及び専攻長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、再任を妨げない。

**附 則（平成22年規則第4号（平成22年1月13日））**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（平成26年規則第2号（平成26年3月24日））**

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される国際交流推進センター長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとし、再任を妨げない。